

令和7年5月27日

いなべ市議会議長 小川 幹則 様

いなべ市議会議員政治倫理審査会
委員長 片山 秀樹

いなべ市議会議員政治倫理審査会の審査結果について（報告）

令和7年3月10日付けで審査請求があった件について、いなべ市議会政治倫理規程第8条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 審査請求内容

(1) 審査請求者

多湖 公議員、渡辺 一弘議員

(2) 審査請求の対象議員

伊藤 智子議員

(3) 審査請求の対象となる事由の該当条項

- ▶ いなべ市議会政治倫理規程（以下「同規程」という。）第3条第1項第1号「市民の代表者としての品位と名誉を損なうような一切の行為を慎むこと」
- ▶ 同規程第3条第1項第2号「常に市民全体の利益の実現を目指して行動すること。」
- ▶ 同規程第3条第1項第4号「市が行う許可、認可又は請負その他の契約に関与しないこと。」

(4) 審査請求の対象となる事実関係

令和6年度にいなべ市国際交流協会が実施した「タスマニア派遣研修事業」の予算要求及び一連の活動に大きく影響したこと。

(5) 審査請求の対象となる事実関係を証する資料

タスマニア派遣研修事業に係る教育委員会事務局の対応案件シート

2 審査の経過

いなべ市議会議員政治倫理審査会における審査の経過は、別紙のとおり。

3 審査の結果

審査にあたっては、1-(4) 審査請求の対象となる事実関係として提出された事項及び1-(5) 審査請求の対象となる事実関係を証する資料として提出されたタスマニア派遣研修事業（以下、「当該事業」という。）に係る教育委員会事務局の「対応案件シート」について、対象議員及び関係者（いなべ市国際交流協会会長、同協会事務局、教育委員会事務局、議長及び副議長）の事情聴取及び事実確認を行った。

(1) 公金が伴う当該事業への対象議員の関与

ア 検討の出発点：市長との関係性を起点とした行動

本件事案については、対象議員が当該事業を何とか成功させたいという強い思いにより市長を訪れたことから始まり、結果的に市長は増額の補正予算を組むこととなった。

このことについて対象議員は、円安、燃料費高騰、物価高などの影響による渡航費の高騰について「市長に依頼したのではなく相談に行った」としたが、対象議員は、国際交流協会の事業成功を願うあまり、市長に直接働きかけるといった行動をとった。

この行動は、日頃からの対象議員と市長の関係性が大きく影響しており、二元代表制の下、緊張関係を保持するとしている当市議会が目指す姿に反し、議員としての自覚に欠けるものであった。

よって、この行為は、同規程第3条第1項第1号及び同条同項第2号に抵触するものである。

イ 特定の団体の利益につなげる行為

対象議員は、本件事案に公金が伴うことを承知しながら、執行機関に対し、特定の団体（本件事案においては国際交流協会）の利益につなげる内容の相談を複数回にわたり行った。

公金による支援を受けながら公益的な活動に尽くされている市民活動団体のほとんどが、今般の物価高騰の影響を大きく受けながらも工夫しながら予算の範囲内で活動している。

よって、この行為は、執行機関に予算を要求すれば特定の団体に予算が配分されるとの認識から行動しており、同規程第3条第1項第2号に抵触するものである。

ウ 予算の仕組みと議決責任に対する認識の甘さ

議員としては、本来、予算の範囲内での健全な執行を促す立場にあるが、対象議員は理由の如何に関わらず、拙速に増額を図る方向に動いた。この行為は予算の仕組みと議決責任に対する理解が不十分であることを示している。

よって、同規程第3条第1項第1号及び同条同項第2号に抵触するものである。

次ページへ続く

(2) 市民の代表者としての品位と名誉を損なうような行為

ア 議案に賛成したことによる責任回避の姿勢

令和6年第3回いなべ市議会定例会及び同年第4回定例会に提案された当該事業の増額補正予算に対象議員は賛成したが、議会では賛成少数で否決に至った。

対象議員は、予算案に賛成したという立場から、否決された責任を他の反対した多数の議員に転嫁すると受け止められる発言が見受けられた。

この姿勢は、議会全体の意思決定に対する当事者意識を欠いており、市民から議会への不信感を助長する一因ともなりかねない行為である。

よって、同規程第3条第1項第1号に抵触するものである。

イ 議員（公職者）としての自覚の欠如

国際交流協会の理事でもあり、個人でもあり、議員の立場でもある中で動いたと主張しているが、社会的には常に「市議会議員」として見られる立場である。本人の意図の如何に関わらず、第三者からの受け止められ方を十分に考慮すべきであった。

よって、対象議員の行動及び発言は、同規程第3条第1項第1号に抵触するものである。

ウ 不確実な情報の提供による混乱の助長

議員として必要な基礎的知識（議決責任、予算制度など、議会の議決が予算執行の要件であること）に関する理解不足から、国際交流協会側に期待及び誤解を与えるような説明を行い、結果として関係者間に混乱を招き、市民に実害を与えた。（会長に借入金、事業の中止・縮小）

よって、この行為は同規程第3条第1項第1号に抵触するものである。

4 講じるべき措置の内容

同規程第9条第1項第1号 この規程を遵守させるための文書警告

第2号 議会における役職の停止

5 附帯意見

本件審査請求に関し行った事実確認及び事情聴取から、審査結果に影響を及ぼすものではないが、国際交流協会が結果的に行政及び議会の対応に不信を抱いた幾つかの状況及び要因、当審査会として見過ごすことができない事態を追記する。

本件事案に対する小川幹則議長及び篠原史紀副議長の関与

令和6年第3回定例会閉会后、当該事業に関する予算が否決になったことを受け、篠原史紀副議長は、国際交流協会の一員として活動してきた経緯もあり、小川幹則議長の了承を経た上で個人の政治活動として国際交流協会事務所へ出向いた。篠原史紀副議長は、国際交流協会との面談の中で、請願や陳情の助言、アドバイスを行った。篠原史紀副議長の言動が国際交流協会及び教育委員会事務局に混乱を招いたことは憂慮しなければならぬものである。

1 いなべ市議会議員政治倫理審査会の設置

令和7年3月10日付けで議長に対し提出された審査請求書（請求者：多湖 公議員、渡辺一弘議員）を受け、令和7年3月27日にいなべ市議会議員政治倫理審査会を設置。

委員長 片山秀樹

副委員長 岡 英昭

委員 林 正男、出口日佐男、清水隆弘
伊藤三保、岡 恒和、西井真理子

2 審査会における審査の経過 ※各回の会議顛末は会議録参照

(1) 第1回審査会

日時：令和7年3月27日（木） 午前11時36分～午後0時09分

場所：いなべ市役所議会棟第2委員会室

出席者：委員7名

欠席者：林 正男議員

事項：1 正副委員長の互選（委員長：片山秀樹、副委員長：岡 英昭）
2 審査請求の確認
3 審査方法について協議、確認

(2) 第2回審査会

日時：令和7年4月15日（火） 午前10時20分～午前11時06分

場所：いなべ市役所議会棟第2委員会室

出席者：委員8名

事項：審査内容及び事実確認の方法について協議

(3) 第3回審査会

日時：令和7年5月8日（木） 午前9時00分～午前11時47分

場所：いなべ市役所議会棟第2委員会室

出席者：委員7名

国際交流協会2名

伊藤功教育部長、城野彰治生涯学習課長

欠席者：西井真理子議員

事項：1 国際交流協会への事実確認 ※非公開

(1) 令和6年度に実施したオーストラリアタスマニア州への派遣交流事業に関する一連の活動について事実確認

(2) ホームステイ（派遣交流）事業を実施するに至った経緯

(3) なぜ、ホームステイ（派遣交流）事業について、伊藤智子議員（同協会理事）が窓口になったのか。

- (4)国際交流協会における対象議員（伊藤智子 氏）の役割
- (5)国際交流協会が実施する事業の詳細

2 教育委員会事務局への事実確認

- (1)タスマニア派遣交流事業に係る一連の対応
- (2)対象議員（伊藤智子 氏）からの相談（要望）
- (3)予算の確保と国際交流協会への指導をどのように行ったか。

(4) 第4回審査会

日 時：令和7年5月13日（火） 午後1時30分～午後3時51分

場 所：いなべ市役所議会棟第2委員会室

出席者：委員7名

小川幹則議長、篠原史紀副議長

対象議員（伊藤智子議員）

欠席者：林 正男議員

事 項：1 議長及び副議長への事情聴取

審査請求の対象となる事実関係を証する資料として添付された、教育委員会事務局（生涯学習課）の案件対応シートに記載された言動について

2 対象議員への事情聴取

- (1)審査請求の対象となる事実関係として添付された「別紙1」及び審査請求の対象となる事実関係を証する資料として添付された「別紙2」に関する事実確認
- (2)市長に、補正予算の計上を依頼したか。
- (3)議員でありながら、なぜ、ホームステイ研修事業で予算に関わる行動をしたか。
- (4)派遣生徒数を12人から18人に変更決定する過程で、議員はどのようなことに関わったか。（誰に対し何を働きかけたか）
- (5)予算確保の自信は、何を根拠に持っていたか。
- (6)予算確保に関し、市長とのやりとり以外に、自身が関わった人物、その内容は。
- (7)公金の適正な取り扱いに対する認識（補助金の取扱い、余剰金は返還する必要がないと考えていたか など）は。
- (8)国際交流協会（組織）の中で、自身はどのような立場と認識され、また、同協会でご自身の役割はどのようなものと認識していたか。
- (9)ホームステイ研修事業での役割と立場をどのように認識していたか。
- (10)国際交流協会の理事を令和6年10月に辞任しているが、理事会などでどのように説明をしたか。
同協会会長も直接聞いていないとの確認ができている。なぜ、説明せずに辞任したのか。

(5) 第5回審査会

日 時：令和7年5月22日（木）午後1時30分～午後4時15分

場 所：いなべ市役所議会棟第2委員会室

出席者：委員7名

欠席者：林 正男議員

事 項：1 事情聴取及び事実確認の内容精査

(1)事実関係として提出された「別紙1」の精査

(2)事実関係として提出された「別紙1」以外の精査

2 審査結果報告書（素案）の作成

(6) 第6回審査会

日 時：令和7年5月27日（火）午前9時00分～午前11時27分

場 所：いなべ市役所議会棟第2委員会室

出席者：委員7名

対象議員（伊藤智子議員）

欠席者：林 正男議員

事 項：1 審査結果報告書（素案）の確認

2 対象議員に対する弁明の機会

3 審査結果報告書の確定